

第 3 次 秋 田 市 国 土 利 用 計 画

平成 23 年 3 月

秋 田 市

目 次

前文	1
第 1 市土の利用に関する基本構想	2
1 市土利用の基本方針	2
(1) 本市の概況	2
(2) 本市の主要課題	2
(3) 市土利用の基本理念	5
(4) 市土利用の基本方針	6
2 利用区分別の市土利用の基本方向	12
(1) 農用地	12
(2) 森林	12
(3) 原野	13
(4) 水面・河川・水路	13
(5) 道路	13
(6) 宅地	14
(7) その他	15
(8) 市街地	16
第 2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標および地域別の概要	17
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	17
(1) 基準年次および目標年次	17
(2) 目標年次における人口および世帯数	17
(3) 利用区分	17
(4) 目標設定の考え方	17
(5) 目標年次における規模の目標	17
2 地域別の概要	19
(1) 地域区分	19
(2) 利用区分ごとの地域別の概要	20
第 3 計画達成に向けた必要な措置の概要	27
1 国土利用計画法等の適切な運用	27
2 地域整備施策の推進	27
3 市土の保全と安全性の確保	27
4 環境の保全と美しい市土の形成	28
5 土地利用転換の適正化	28
6 市土の有効利用の促進	29
7 多様な主体の協働および連携による市土運営	31
参考資料	33

前文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づき、秋田市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関し、長期にわたり適正な土地利用を確保するために必要な事項を定めるもので、土地の総合的かつ計画的な利用を図るための指針となります。秋田県国土利用計画（第四次計画）を基本とし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づく基本構想に即して策定したもので、秋田市総合都市計画などの諸計画に対しては、本市の土地利用において基本となる計画になります。

なお、この計画は、上位関連計画、関連法の改定や今後の社会経済情勢の変化等に対応して、必要に応じて見直しを行うものとします。

《参考》国土利用計画法

（基本理念）

第 2 条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

（市町村計画）

第 8 条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

第 1 市土の利用に関する基本構想

1 市土利用の基本方針

(1) 本市の概況

秋田市は、明治 22 年 4 月に市制を施行し、平成 9 年 4 月に中核市となりました。平成 17 年 1 月には河辺郡河辺町、雄和町と合併し、人口 32 万人を誇る県都として発展を遂げています。

本市は、秋田県の日本海沿岸地域の中央に位置し、90,567ha の市域を有しています。東京からは 500 km 圏域にあり、日本海を介してロシア、中国および韓国と近接しています。

市内には、秋田空港や秋田港が整備されており、諸外国からの玄関口にもなっており、秋田自動車道や日本海沿岸東北自動車道など、高速道路網も整備されています。また、主要な幹線道路網として国道 7 号、13 号を軸としたネットワークが形成され、鉄道網も JR 秋田新幹線、奥羽本線、羽越本線が整備されており、北東北における交通の要衝としての役割を果たしています。

秋田平野の中央部には、県の中心拠点となる市街地が形成されており、それを取り囲むように田園地帯が広がっています。東部には標高 1,171m の太平山をはじめとする出羽山地が広がり、岨谷峡や筑紫森といった景勝地が点在しています。西側の海岸線の延長は約 23.5 km にわたり、海岸線から 1～2 km には砂丘地が南北に走っています。雄物川や岩見川、旭川など、豊かな水環境にも恵まれており、森林、田園、河川、海岸などにおける多様な自然的土地利用と、県の発展をけん引する都市的土地利用とがあいまって、土地利用が展開されています。

(2) 本市の主要課題

ア 本市を取り巻く包括的課題

(7) 人口減少、少子高齢化社会への対応

全国的に人口減少と少子高齢化が進む中、本市においても、その傾向が顕在化しています。今後もこれらの人口動態の傾向が進展すると予測され、都市として社会的、経済的な持続可能性の確保が最も重要な課題となっています。

都市としての持続可能性を確保していくためには、市内への定住者の維持増進が求められることから、市民が安心して快適に暮らすことのできる「生活の質（QOL）」の確保に焦点を当てた、総合的な土地利用の展開が求められます。

(イ) 産業構造の変化への対応

少子高齢化の進展によって、本市の産業活動を支える年少人口および生産人口は年々減少しています。将来的にも減少が見込まれることから、経済活動や家計所得への影響が懸念されています。

本市は第 3 次産業の就業が全体の 8 割を占めていますが、近年の経済情勢の影響もあり、商品販売額、製造品出荷額などが減少する一方で、福祉や情報関連の部門が拡大傾向を示すなど、産業構造の変化が見られています。

産業構造の変化への対応は、全国的な課題でもあります。地方における都市政策としては、市民生活を支える地域産業の活性化と土地利用を結びつけた、総合的な都市経営の確立が求められています。

(ウ) 地球温暖化、環境負荷の増大への対応

二酸化炭素（以下「CO₂」という。）などの温室効果ガスの増大に伴う地球温暖化への対応は、世界規模での課題となっています。本市においても日常生活や自動車交通から排出される CO₂ が増加傾向を示しており、現在の経済活動やライフスタイルを踏まえると、今後もより一層の増加が懸念されます。

CO₂の排出抑制に向けては、省エネルギー型のライフスタイルへの転換や資源循環型社会の形成にいたる幅広い政策展開が求められることから、地球環境に配慮した、環境負荷の少ない土地利用の展開が必要となります。

イ 市土地利用に関する個別課題

(ア) 規制強度の違う二つの都市計画区域の取り扱い

市町合併に伴い、本市は「線引き都市計画区域」と「非線引き都市計画区域」の規制強度の異なる二つの都市計画区域を有する都市となりました。日常生活圏や交通施設の配置状況からは相応の一体性が備わっていると言えますが、土地利用規制の不均衡による住民の不公平感や、将来にわたり無秩序な開発の広がりを回避するためには、都市部と農村部それぞれの特性を活かした、計画的な土地利用の誘導が求められます。

(イ) 都市部と農村部の調和

本市は、活力の創出と発展をけん引する県都として、中心市街地をはじめ、各地域で都市的土地利用が展開される一方で、市土の約 8 割を森林と農地が占めるなど、豊かな自然を有する環境都市でもあります。引き続き、各種法制度に基づいた適切な維持管理により、都市環境と自

然環境のバランスのとれた市土の保全が求められます。

今後は、高齢化や後継者不足を背景として、耕作放棄地や維持管理の行き届かない森林の増加が見込まれ、農地や山林の持つ生物多様性や国土保全などの多面的機能への影響が懸念されることから、適正な維持管理を図るとともに、都市部と農村部が調和した、新たな連携構造の確立が重要となります。

(ウ) 人口の低密度化、行政効率の低下への対応と持続性の追求

人口減少および少子高齢化の中で、市街地が郊外に拡大し、既存市街地の低密度化が進む「拡散型都市構造」が進展すると、道路や下水道、バス交通網などの都市機能の維持更新にかかる都市経営コストは増大すると予測されます。

市街地の低密度化は、空き家および空き地の増加だけでなく、高齢集落等の発生の要因ともなることから、コミュニティを単位としたまちづくりの取組が極めて重要となります。

今後は、コンパクトシティの実現のベースとなる職住近接型の都市およびコミュニティづくりと、空き家や空き地、都市施設等を含めた「既存ストック」の活用を結びつける取組が求められます。また、「生活の質」の維持および確保に向けて、各地域に拠点を形成し、その中に生活支援機能や行政サービス機能を重点的に配置しながら、合わせて地域商業の再生と活性化を図り、効率性と持続性の高い都市づくりを進めていくことが求められます。

(I) マイカー依存の高まりによる渋滞や公共交通への対応

本市における市民の交通手段は、自動車への依存度が高まっており、市民の身近な公共交通である鉄道やバスの利用者は減少傾向にあります。特にバスについては、今後さらに利用者が減少した場合、赤字路線および系統が増加し、現在のバス路線網の維持が困難になることが懸念されています。

市民の交通手段の公共交通への転換は、自動車交通の抑制による交通の円滑化や CO₂ の排出量の減少、鉄道を含めた公共交通サービスの向上につながることから、バスと鉄道駅の交通結節機能の強化など、公共交通の利便性の向上に資する土地利用の展開が求められます。

(オ) 中心市街地の空洞化への対応

本市は広域商圈の中心として位置付けられており、特に中心市街地は古くから商業機能が集積してきた地区です。しかし、近年では小売店舗の減少や低未利用地の残存など、活力の停滞が顕在化しています。その

一方で、中心市街地の人口は、マンション整備などの影響を受け、増加基調を示しています。

現在、中心市街地では再開発事業等が進められており、高次都市機能の再集約や生活支援機能の誘導および強化、街なか居住の推進など、広域都市圏の中心にふさわしい土地利用の展開が求められます。

(カ) 自然災害、犯罪等への対策

本市では、水害による建物被害などが発生しており、洪水ハザードマップでも、洪水等危険箇所が市街化区域内およびその周辺に広がっています。水害をはじめ地震や台風など、自然災害からの被害を最小限に抑えるためには、都市の防災性の向上に総合的に取り組む必要があります、「減災都市づくり」に向けた土地利用の展開が求められます。

近年、本市における犯罪件数は減少傾向にありますが、放火等の犯罪の温床になりやすい空き家の件数は増加傾向にあります。防犯まちづくりに向けては、防犯活動の基礎となる地域コミュニティの育成を図るとともに、空き家の住み替え促進など、既存ストックの活用を図りながら、安心して住み続けることのできる居住環境を整備していくことが求められます。

(キ) 自然や文化の継承と新たな秋田らしさの追求

本市は、太平山から続く広大な丘陵部、海岸部の緑、雄物川、市街地周辺の樹林地や農地など、美しい郷土の景観、自然環境を有しており、将来にわたって保全し、継承していくことが求められます。市街地においても、地域ごとの特性に応じた景観づくりを全市的に広げていくことで、本市らしさや個性を感じさせるまちづくりを進めていくことが望まれています。

本市が有する景勝地および観光地への観光客を確保していくためには、多様な価値観とライフスタイルに対応した都市づくりが重要となりますが、それと同時に、市民が誇りの持てるような地域の魅力を高める土地利用の展開が求められます。

(3) 市土地利用の基本理念

土地は、国民のための限られた貴重な資源であるとともに、市民生活や生産活動をはじめとする諸活動を営むうえで不可欠な基盤です。

そのため、これからの市土地利用については、人口や産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況など、自然的、社会的、経済的および文化的条件に配慮し、健康的で文化的な生活環境を確保するとともに、地域ごとの特性を活かしながら地域の発展を進めていくことが基本となります。

本市においては、人口減少および少子高齢化の進展や地球環境問題の深刻化、市民の価値観の多様化といった全国的な課題だけでなく、中心市街地の空洞化やマイカー依存の高まり、市町合併に伴う規制強度の異なる都市計画区域の保有など、本市独自の課題も顕在化しており、土地利用をめぐる状況は大きな変化を見せています。

こうした課題を解消し、市全体の発展に資する土地利用を展開していくためには、市民、事業者、行政など、多様な主体の協働のもと、様々な取組を長期的かつ継続的にやっていくことが求められます。

今後、各主体が協働し、継続的な活動を展開していくためには、本市が目指す土地利用が、市民にとっては生活の質を高めること、事業者にとっては安定し発展性のある産業を育成すること、行政にとっては効率的かつ効果的な行財政運営につながることなど、お互いにメリットを共有できるものであることが重要です。

その一方で、地球温暖化対策等の環境問題への対応が求められる中では、本市の特徴である豊かな自然環境を阻害することなく、都市部と農村部の調和に配慮した、環境負荷の少ない持続性のある都市づくりを推進していくことも求められます。

そのため、これからの市土利用においては、市民をはじめとする多様な主体との協働のもとで、暮らしの質の維持と向上、産業の維持と育成、豊かな自然環境の保全活用を図りながら、それぞれの機能が調和した「持続可能な都市」の形成に向けた土地利用の展開を目指します。

以上の考えを踏まえ、第3次秋田市国土利用計画における市土利用の基本理念を次のように定めます。

暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市

～ 豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい

都市づくりによる元気な秋田の創造 ～

(4) 市土利用の基本方針

市土利用の基本理念で掲げた「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市」の実現に向けて、次の基本方針に沿った市土利用を推進することとします。

ア コンパクトな市街地の形成

本市の市街地は、平坦な土地が広がる地理的条件のもと、市街化区域縁辺部での開発の進展等による人口集中地区の拡大と人口密度の低下

が進行しています。

低密度な市街地の拡散は、都市機能の分散による中心市街地の衰退や非効率な公共投資による行政サービスの低下を招き、都市全体の活力低下にもつながることから、核となる地域に都市機能を集約した「集約型都市構造」への移行が求められます。

本市においては、持続可能な都市づくりに向けて、引き続き、集約型のコンパクトな市街地の形成を目指し、その実現に向けた取組の方向性をより明確にしながら、計画的な土地利用の誘導によるメリハリのある都市空間の形成を図ります。

(7) 多核集約型の都市空間の形成

活力に満ちた成熟した都市空間の形成を目指し、市内7つの地域（中央、東部、西部、南部、北部、河辺および雄和）ごとに、既存機能や立地特性を踏まえた拠点を配置します。各拠点を核として、地域特性に応じた都市機能や生活サービス機能の誘導および集積を図り、多核集約型の豊かな都市生活の実現を目指します。

- ・ 県都の顔であり、また市民生活や経済活動の拠点となる中央地域は、本市の都心に位置づけ、都市圏および都市の活動全体を支えることができる高次都市機能の集積を推進し、新たな価値が創発される拠点として育成します。
- ・ 東部、西部、南部、北部、河辺および雄和の各地域には、人口密度や機能立地特性を踏まえた生活拠点を配置し、生活利便性の向上に向けた機能集積を推進します。
- ・ 多核集約型の都市構造の実現に向けて、各拠点を有機的に結びつける、広域および都市圏の骨格道路と交通網の整備を推進するとともに、各地域の特性を踏まえながら、歩行者や自転車の通行環境の整備とネットワーク化を進め、歩いて暮らせる市街地環境づくりを図ります。

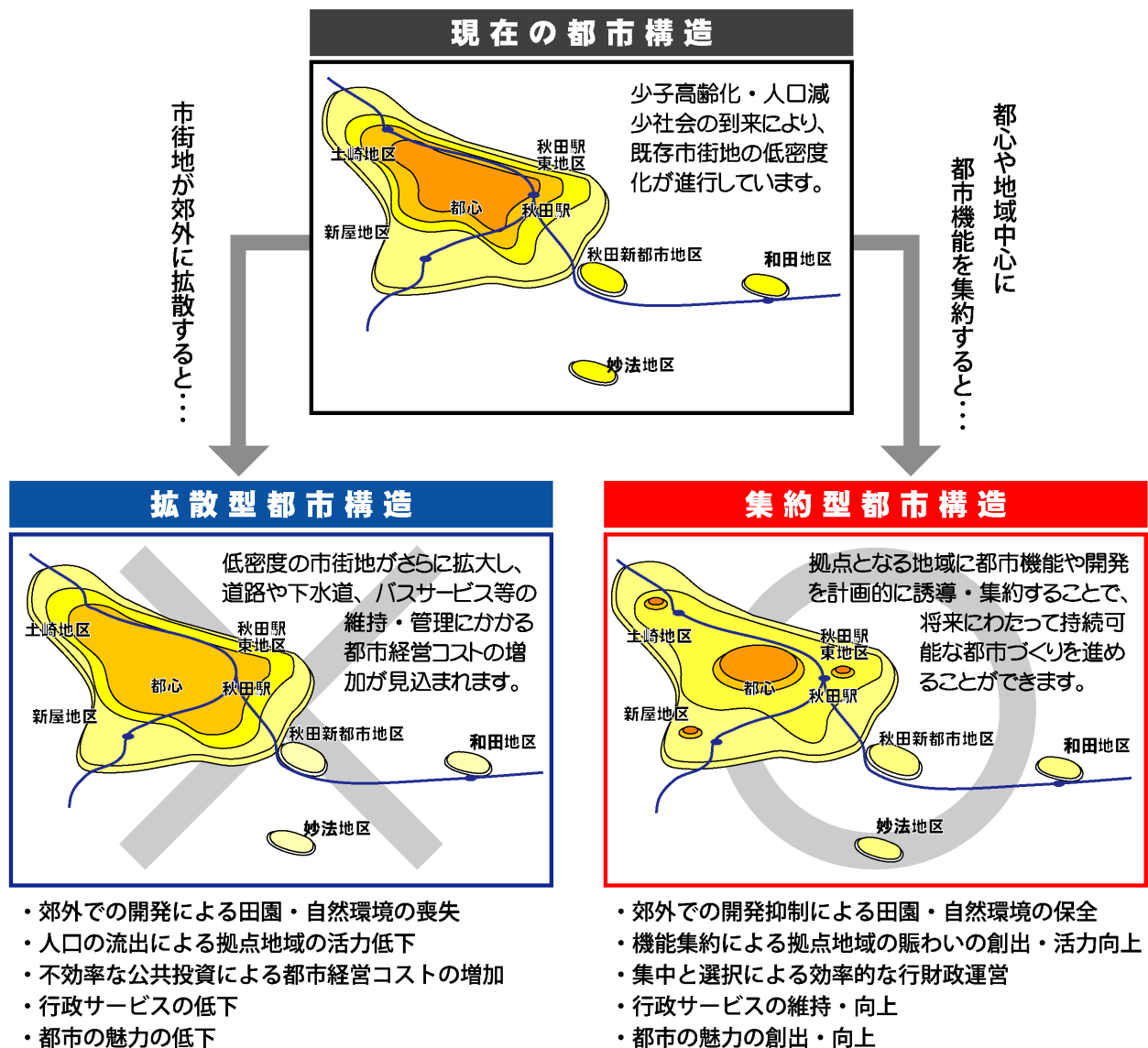
(4) 既成市街地の有効活用

財政的な制約の高まりが見込まれる中で、既成市街地における利便性に優れたにぎわいの創出とコミュニティの形成を効率的に進めていくためには、土地利用や都市機能の更新に際して、これまでに形成されてきたまちの資産（既存ストック）を有効に活用していくことが求められます。

そのため、都市施設の整備状況等の地域特性に応じて、低未利用地や空き店舗、空き家などの資源を有効に活用していきます。

- ・住居系市街地については、住環境の保全と改善を中心としたまちづくりを基調とし、住み替えや新規居住者などの新たな住宅需要については、鉄道駅周辺や公共交通沿道への誘導および集約化を図ります。
- ・商業系市街地については、商業活動の活性化とにぎわいの創出に向けて、低未利用地や空き店舗等の有効活用を推進するとともに、居住機能や生活サービス機能などの誘導による複合的な土地利用を進めます。
- ・工業系市街地については、本市が有する陸、海、空の交通結節機能を活かし、適切な配置に配慮しながら企業誘致等と連携した低未利用地の有効活用を図り、産業振興と活力の創出を推進します。

《多核集約型都市のイメージ》



イ 都市と農村の共生

豊かな自然や田園環境を有する本市においては、地球温暖化対策をはじめとする環境問題への配慮や、食を支える農業の振興を念頭に置いたまちづくりが求められており、その実現に向けては、快適な市民生活を支える都市機能と、広大な農地や森林資源など、農林業および農村が有する多面的機能との共存共生が不可欠となります。

本市においては、自然田園環境の積極的な保全活用を基調としながら、状況に応じて計画的かつ適切な都市的土地利用の展開を図ることとし、都市部と農村部が調和した土地利用を目指します。

- ・水源かん養機能等の多様な役割を果たしている本市の豊かな自然環境保全や農林資源を継承していくため、都市と自然（都市的土地利用および農業的土地利用）が共生する土地利用および都市空間の形成を推進します。
- ・都市部と農村部の調和に向けて、田園や樹林地、河川を活かした緑と水辺のネットワークの形成を進め、その中に市街地および郊外部の農地の保全活用や市街地内の緑化創出を位置づけ、積極的な緑空間の保全活用を推進します。
- ・都市と農村の交流による活力ある都市づくりとうるおいある市民生活を実現するため、農村部においては、多様な観光や地域資源などを活用したグリーンツーリズムにより、交流ゾーンとしてのまちづくりを進めていきます。また、都市部においても、直売などの「地産地消」の取組により、農村部と連携したまちづくりを目指します。

ウ 暮らしの安全性と快適性の確保

人口減少社会の中で、将来にわたって市民の暮らしの安全性や快適性を確保していくため、効果的かつ効率的な行財政運営のもとで、まちの防災性能の向上や防犯機能の強化、都市施設等のバリアフリー化の推進、特徴ある都市景観の形成などに取り組みます。

- ・地震、風水害、雪害などの自然災害に強い都市を目指し、地域防災計画との連携を図りながら、災害危険地域および住宅密集地の環境改善や緊急時における輸送路、避難路およびオープンスペースなどの確保を進めます。また、防災も含む多面的な機能を活かした河川空間の保全と整備を進めます。

- ・本市における犯罪件数は減少傾向にありますが、様々な要因による治安の悪化への不安が広がっています。今後は、人口減少に伴いその要因の一つにもなっている空き家や空き地の増加が予想されることから、適切な管理手法の導入等により、都市全体の安全性の向上を図ります。
- ・市民生活を支える道路、公園などの都市施設の更新および整備に当たっては、超高齢社会に対応したバリアフリー化を推進します。また、快適な市街地環境の形成に資するよう、下水道の整備を推進します。
- ・魅力ある都市環境の形成に向けて、秋田市のシンボルである太平山から続く広大な丘陵、海岸部や雄物川を中心とした自然田園景観の保全を図ります。また、秋田市の個性を彩る歴史的景観など、地域固有の資源を活かした景観形成を図るとともに、コミュニティにおける身近な景観形成を推進します。

エ 低炭素型都市の形成

地球温暖化をはじめとする環境問題は世界規模での喫緊の課題となっています。本市においても、温暖化の要因の一つであるCO₂の排出量の抑制に向けた取組が求められることから、「低炭素型都市」への移行に資する土地利用の展開を推進します。

- ・本市の特徴である豊かな自然田園環境は、農林業生産の場や市民生活にうるおいを与えるだけでなく、CO₂の吸収源として大きな役割を担っています。そのため、本市が有する緑環境、特に山間部に広がる森林については、CO₂の吸収源として貢献できるよう、適切な保全管理を図ります。
- ・自動車交通への依存度が高い本市においては、CO₂の排出量に大きな影響を与える過度なマイカー依存からの転換に向けて、各拠点間を結ぶ公共交通の利便性の向上を図ります。また、自動車の排気ガス排出の抑制に向けた渋滞緩和に資する道路整備や、歩行者および自転車の通行環境の整備を進め、低炭素型の市街地環境の形成を図ります。

オ 線引き都市計画区域への統合

市土利用の理念の実現に向けては、将来にわたって持続可能な一体的な都市構造の構築が求められます。そのためには、本市が有している土地利用規制の異なる二つの都市計画区域の統合を図り、同一の土地利用規制のもとで、地域特性に応じた適切な開発誘導によるコンパクトな市

街地の形成と自然田園環境の保全管理を進めていく必要があります。

都市計画区域は県の決定事項となりますが、本市が有する二つの都市計画区域については「線引き都市計画区域へ統合」を市の基本方針として定め、統合に向けた住民と関係機関との調整や新たに導入すべき土地利用誘導施策の検討に取り組むこととします。

2 利用区分別の市土地利用の基本方向

(1) 農用地（農地法第2条第1項に定める農地および採草放牧地）

農用地は、本市の基幹産業の一つである農業を支える場であり、将来にわたって食料の安定的な供給源としての機能を維持していくことが求められます。

そのため、農業振興地域の整備に関する法律等の関係法令の適切な運用により、優良農地の確保を図るとともに、農用地の効率的な利用と生産性の向上に向けて、農地の集約化、大規模化など、農業生産力の強化に必要な用地の確保および整備を推進します。

また、農用地は、農業生産の場としての役割に加え、大気の浄化機能や水田の遊水機能、生態系の保護機能など、市土の保全に係る多面的な役割を担うとともに、本市ならではの良好な田園景観を形成する重要な要素としての役割も果たしており、将来にわたりこれらの機能が高度かつ十分に発揮されるよう、農用地の適切な管理に努めます。

今後は、農家の高齢化や後継者不足、農業経済情勢等の変化を受けて、耕作放棄地の増加が見込まれることから、農地の集積およびあっせんをはじめ、耕作放棄地を活用した多様な利活用手法について検討し、積極的な利用と管理による農用地の保全に取り組みます。

市街地内やその周辺の農用地については、良好なものは生活にうるおいを与える地域の貴重な自然資源として積極的に保全することとし、質の高い市街地環境の形成を図ります。

(2) 森林（国有林および民有林）

森林は、木材生産をはじめとした経済機能だけでなく、水源のかん養や土砂の安定化による災害防止、CO₂の吸収機能による環境負荷の軽減、自然環境や生態系の保全、市民や来訪者の保健休養など、多面的な機能を有しています。

本市においては、太平山や高尾山を中心として広大な森林が保全されており、市民生活にうるおいを与える貴重な資源となっていることから、今後も森林の持つ公益的機能の確保に配慮しながら、積極的な保全管理を図ります。

また、地域振興や秋田市全体の観光促進に向けて、周辺の自然環境の保全に十分に配慮しながら、市民や来訪者が自然と触れ合うことができる観光・レクリエーションの場として適切な整備および活用を図ります。

なお、将来的な進出が想定される産業廃棄物処理施設等については、原則として立地の抑制を図りますが、やむを得ない場合については、周辺環

境への影響に考慮した施設形態や環境影響評価の実施など、厳格な指導に基づいた適正な誘導を行います。

(3) 原野（耕作の方法によらないで、雑草、灌木等の生育する土地）

原野は、その利用状況や地域資源としての価値を見極めつつ、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系および景観の維持の観点から保全を基本とし、劣化が見られる場合はその再生を図ります。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能を踏まえ、周辺環境に配慮した適正な利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路（湖沼、ため池等、一級河川、二級河川、準用河川（堤防敷を含む。）および農業用排水路敷）

水面・河川・水路については、水資源の確保、水害防止、農業用排水路の整備に要する用地の確保を図るとともに、管理施設の適切な更新および整備を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

特に、浸水など水害の恐れがある地域においては、市民の生命や財産を守るため、雨水排水路の整備や河川改修の推進、危険地域や避難情報に関する情報発信、海岸および河川沿岸の自然環境の適正管理に努めるなど、総合的な治水対策を進め、安全な市土の形成を図ります。

また、公共用水域の水質を保全するため、公共下水道や個別排水処理事業の計画的な整備を推進することにより、水質の浄化に努めます。

雄物川や岩見川といった大規模河川は、本市特有の都市景観を形成する重要な要素となっていることから、適切な保全管理を図るとともに、都市生活にうるおいを与える親水空間の整備を促進します。

(5) 道路（一般道路、農道および林道（私道や港湾道路等を除く。））

一般道路については、市民生活および経済社会活動の根幹をなす施設として、非常に重要な役割を担っていることから、各地域を有機的に結びつける体系的な道路網の整備に向けて、必要な用地の確保を図るとともに、既存ストックの適切な維持、管理および更新に取り組みます。

整備に当たっては、安全性、快適性の確保や防災機能の向上、公共・公益施設の収容機能、周辺環境の保全等に十分に配慮します。特に市街地においては、道路の拡幅と合わせた道路緑化や歩道の段差解消によるバリアフリー対策等を推進し、誰もが安全で安心して通行することができる道路空間の整備に努めます。

本市の活性化に大きく寄与する国道や県道等の広域幹線道路や、本市の骨格的な道路網となる都市計画道路の整備に当たっては、社会経済情勢や

地域の実情を見極めながら、必要に応じて事業の見直しを図るなど、計画的かつ適切な道路整備を推進します。

農道および林道の整備に当たっては、周辺の農地や森林などの自然環境に与える影響に十分配慮しながら、農林業の生産性の向上、農用地および森林の適正な管理に向けて、ほ場整備等と合わせて必要な用地の確保を図るとともに、既存施設の適切な維持、管理および更新を図ります。

(6) 宅地

ア 住宅地

住宅地については、少子高齢化および人口減少社会の到来や市民の生活スタイルの多様化といった社会情勢を踏まえ、持続可能な都市の形成に向けて、既存住宅ストックの活用による拠点市街地への集約化を推進します。

そのため、既存住宅地の質的向上に向けて、生活関連施設の整備および充実、耐震化や不燃化など災害対策の促進、敷地内緑化の推進によるうるおいある住環境整備、今後増加が予想される空き家や空室の適切な管理および活用など、拠点市街地への住み替えを促す取組を積極的に展開します。

なお、拠点市街地内の低未利用地については、既存の住宅ストックとのバランスに十分配慮しながら、必要に応じて、新たな定住人口の確保や郊外部からの住み替えを見据えた新たな住宅地の整備について検討します。

既存住宅地、新規住宅地ともに、地区計画制度をはじめとするまちづくりルールを導入および活用を検討しながら、快適でゆとりある質の高い住宅地の維持形成を図ります。

イ 工業用地

工業用地については、本市の活力を支える重要な産業用地であるとともに、市民の雇用のかたちとしての役割も果たしていることから、引き続き、工業の振興に必要な用地の確保を図ります。

整備に当たっては、既存用地の活用を基本としながら、周辺の自然環境や生活環境との調和に十分配慮したうえで、既存工業用地における操業環境の維持と向上を推進します。また、本市が有する港湾や空港、高速道路などの広域交通網との連携および活用を図りながら、未利用地への積極的な企業誘致を進めます。

なお、新たな工業用地の確保については、新規企業の参入だけでなく、既存企業の移転や拡大など、社会経済情勢の変化に伴う土地需要動向を

見据えながら、必要な措置と適切な環境整備を進めることとします。

また、工場移転や業種転換等に伴って発生する工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じたうえで、新たな企業の受け皿として利用するほか、必要に応じて適切な用途への転換についても検討するなど、土地の有効活用に向けて柔軟な措置を講ずることとします。

ウ その他の宅地(住宅地および工業用地のいずれにも該当しない宅地(店舗、事務所等の用地))

店舗、事務所等が含まれるその他の宅地については、本市の中心市街地である秋田駅周辺地域を商業の核とし、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を活用しながら、商業・業務系施設が進出しやすい環境整備を推進します。

また、その他の拠点的な市街地における既存商業地についても、周辺居住者の生活利便性の向上に向けて、サービス機能の充実と誘導を推進し、拠点地域としての機能の充実を図ります。

なお、幹線道路における沿道サービス施設については、周辺の拠点地域が有する商業機能とのバランスや後背に広がる住宅地への影響に十分配慮したうえで、適切かつ計画的な立地誘導を図ります。

(7) その他（上記以外の土地）

ア 公共・公益施設

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公共・公益施設の用地については、市民生活上の重要性やニーズの多様化を踏まえ、市民が快適な生活を送るうえで必要不可欠な機能を優先的に整備することとし、環境の保全と防災対策に十分に配慮しながら、必要に応じて適切な用地の確保を図ります。

施設の整備に当たっては、既存施設の積極的な活用を基本としながら、拠点となる既成市街地への都市機能の集積や空き家、空き店舗および低未利用地などの利活用による土地の高度利用を推進し、集約型都市構造の形成を目指します。

また、災害時における防災拠点としての活用にも配慮し、緊急時の避難所機能や火災、水害等に対する耐災性の確保など、防災機能の充実を図ります。

イ 海岸および沿岸海域

海岸および沿岸海域については、海辺環境や臨海景観など、本市の貴重な地域資源を有する地域です。今後も、漁業、港湾、海上交通、レク

リエーション等の多様なニーズに対応した、総合的な利用を図ります。

特に、港湾については、その広域的な交通機能を活用した産業活力の創出が期待されることから、海域と陸域との一体性に配慮しながら、長期的視点に立った利活用を推進します。

ウ 観光・レクリエーション用地

観光・レクリエーション用地については、市民だけでなく、国内外の都市との交流促進による地域振興を見据え、貴重な歴史や文化、豊かな水と緑を有する本市の特性を活かしながら、来訪者のニーズを踏まえた計画的な整備および拡充を図ります。

整備に当たっては、周辺の自然環境への影響に十分に配慮しながら、既存用地の有効利用および交流の促進に資するネットワークの形成を見据えた適正な機能配置を図ります。

(8) 市街地（人口集中地区）

市街地（人口集中地区）については、少子高齢化に伴う人口減少社会への移行を踏まえ、多くの市民が居住する高密度市街地内への公共投資の集中による生活サービスの向上、道路や下水道などの都市施設や公共交通の維持管理にかかる都市経営コストの削減による効果的、効率的な行財政運営の実現に向けて、適正な規模への集約化を目指します。

そのため、市街地においては、住宅、店舗、公共・公益施設などの既存ストックの活用を基調としながら、民間活力の導入や市民への意識啓発を図り、都市機能の充実および誘導と郊外部からの住み替えを促進し、県都にふさわしい“人と機能”が集約した、コンパクトで高密度な市街地の形成を目指します。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの 規模の目標および地域別の概要

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 基準年次および目標年次

本計画の目標年次は、およそ10年後の平成32年（西暦2020年）とします。なお、基準年次は平成19年（西暦2007年）とします。

(2) 目標年次における人口および世帯数

目標年次における人口は約300,000人、世帯数は約138,000世帯に設定します。

(3) 利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地およびその他の地目別区分ならびに市街地（人口集中地区）の8区分とします。

(4) 目標設定の考え方

市土の利用区分ごとの規模の目標は、目標年次における人口および世帯数を前提とした必要面積の推計や各地目区分の面積推移および既定計画に基づく具体事業の動向を考慮しながら、将来都市像の実現に向けた適切な値を設定します。

(5) 目標年次における規模の目標

市土利用の基本方針に基づき、目標年次における利用区分ごとの目標を次表のとおり定めます。また、関連計画との整合を図るため、平成42年（西暦2030年）の値も参考として掲げます。

なお、ここで示す目標値については、今後の社会経済状況等の動向を踏まえて、弾力的に理解されるべきものです。

《市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標》

(上段：ha、下段：構成比)

	平成 19 年 (2007 年) 基 準 年	平成 32 年 (2020 年) 目 標 年	基準年と 目標年の 比較	平成 42 年 (2030 年) 参 考 年	基準年と 参考年の 比較
農用地	9,675 10.7%	9,605 10.6%	▲70 ▲0.7%	9,580 10.6%	▲95 ▲1.0%
田	8,590 9.5%	8,543 9.4%	▲47 ▲0.5%	8,525 9.4%	▲65 ▲0.8%
畑	723 0.8%	700 0.8%	▲23 ▲3.2%	693 0.8%	▲30 ▲4.1%
採草放牧地	362 0.4%	362 0.4%	0 0%	362 0.4%	0 0%
森林	62,591 69.1%	62,467 69.0%	▲124 ▲0.2%	62,453 69.0%	▲138 ▲0.2%
原野	63 0.1%	61 0.1%	▲2 ▲3.2%	61 0.1%	▲2 ▲3.2%
水面・河川・水路	3,539 3.9%	3,545 3.9%	6 0.2%	3,548 3.9%	9 0.3%
道路	3,338 3.7%	3,551 3.9%	213 6.4%	3,606 4.0%	268 8.0%
宅地	5,765 6.4%	5,862 6.5%	97 1.7%	5,910 6.5%	145 2.5%
住宅地	3,289 3.6%	3,349 3.7%	60 1.8%	3,372 3.7%	83 2.5%
工業用地	388 0.4%	447 0.5%	59 15.2%	468 0.5%	80 20.6%
その他の宅地	2,088 2.3%	2,066 2.3%	▲22 ▲1.1%	2,071 2.3%	▲17 ▲0.8%
その他	5,596 6.2%	5,476 6.0%	▲120 ▲2.1%	5,409 6.0%	▲187 ▲3.3%
計	90,567 100.0%	90,567 100.0%	0 0.0%	90,567 100.0%	0 0.0%
うち市街地	5,360 5.9%	5,320 5.9%	▲40 ▲0.7%	4,280 4.7%	▲1,080 ▲20.1%

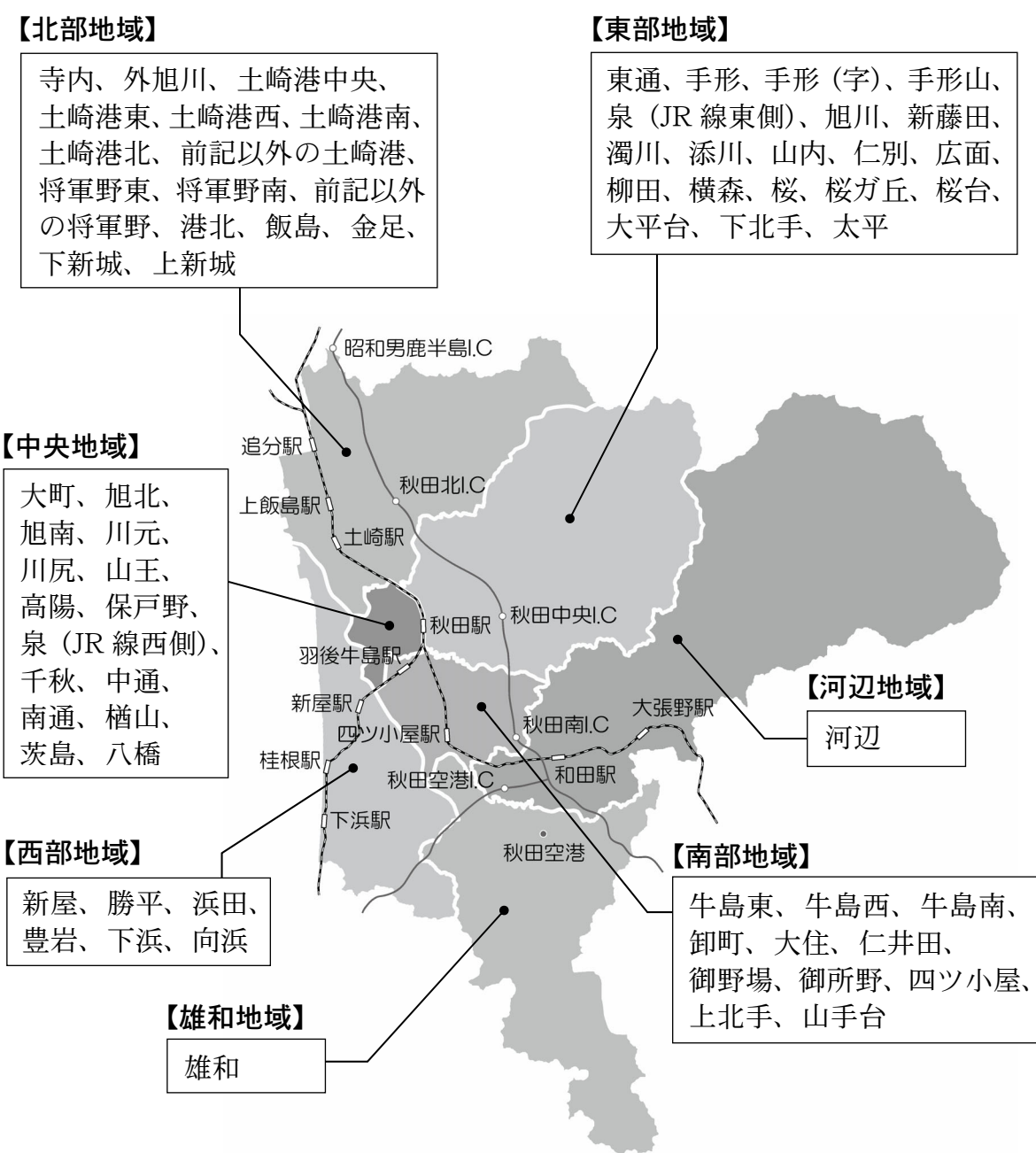
- 注) 1. 道路は、一般道路、農道および林道である。
2. 市街地とは、国勢調査における人口密度の高い地区（人口集中地区）である。
3. 面積および構成比については、端数処理しているため、計が一致しないことがある。

2 地域別の概要

前項で設定した市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を踏まえ、目標年次となる平成 32 年における規模の目標の地域別の概要を明らかにします。

(1) 地域区分

地域の区分は、自然的、社会的条件等を勘案するとともに、秋田市総合計画および秋田市総合都市計画との整合を図り、次の 7 地域区分とします。



(2) 利用区分ごとの地域別の概要

ア 農用地

全体では、基準年である平成 19 年の 9,675ha から 70ha (0.7%) 減少し、目標年である平成 32 年には 9,605ha になると見込まれます。その地域別概要は次のとおりです。

(7) 中央地域

本地域に残されている農地は、民間宅地開発等に伴い、そのほとんどが他の土地利用区分に転換されると見込まれますが、良好なものについては、貴重なオープンスペースとして積極的に保全します。

(イ) 東部地域

民間宅地開発等に伴い、若干の減少が見込まれます。

(ウ) 西部地域

一般道路（下浜道路など）の整備や市街地での民間宅地開発等に伴い、減少が見込まれます。

(I) 南部地域

御所野ニュータウンでの開発の進展に伴い、造成地に残された農地の減少が見込まれます。

(オ) 北部地域

公共・公益施設（秋田市斎場）の整備や市街地での民間宅地開発等に伴い、減少が見込まれます。

(カ) 河辺地域

地域活力の創出に向けた既存集落内の耕作放棄地の転換等に伴い、若干の減少が見込まれます。

(キ) 雄和地域

一般道路（県道秋田雄和本荘線）の整備や地域活力の創出に向けた既存集落内の耕作放棄地の転換等に伴い、減少が見込まれます。

イ 森林

全体では、平成 19 年の 62,591ha から 124ha (0.2%) 減少し、平成 32 年には 62,467ha になると見込まれます。その地域別概要は次のとおりです。

(7) 中央地域

本地域にはほとんど存在しておらず、これらに係る開発等も行われな

いものと想定されることから、増減は見込まれません。

(イ) 東部地域

交流人口の拡大に向けた太平山リゾート公園の整備および林道の整備に伴い、減少が見込まれます。

(ウ) 西部地域

丘陵地における林道の整備に伴い、若干の減少が見込まれます。

(イ) 南部地域

御所野ニュータウンでの開発の進展や一般道路の整備、市民の憩いの場となる一つ森公園の整備に伴い、減少が見込まれます。

(オ) 北部地域

一般市道や林道の整備に伴い、若干の減少が見込まれます。

(カ) 河辺地域

交流人口の拡大に向けた山間部における観光・レクリエーション施設の整備や林業振興に資する林道の整備に伴い、減少が見込まれます。

(キ) 雄和地域

県立中央公園や林業振興に資する林道等の整備に伴い、減少が見込まれます。

ウ 原野

全体では、平成 19 年の 63ha から 2ha (3.2%) 減少し、平成 32 年には 61ha になると見込まれます。その地域別概要は次のとおりです。

(ア) 中央地域

本地域にほとんど存在しておらず、これらに係る開発等も行われないものと想定されることから、増減は見込まれません。

(イ) 東部地域

一般道路の整備に伴い、若干の減少が見込まれます。

(ウ) 西部地域

民間開発等に伴う減少が見込まれますが、非常に小規模であることから、結果としてほぼ変化はないと見込まれます。

(イ) 南部地域

民間開発等に伴う減少が見込まれますが、非常に小規模であることから、結果としてほぼ変化はないと見込まれます。

(オ) 北部地域

公共・公益施設（墓地）の整備に伴って、若干の減少が見込まれます。

(カ) 河辺地域

開発等に伴う減少が見込まれますが、非常に小規模であることから、結果としてほぼ変化はないと見込まれます。

(キ) 雄和地域

開発等に伴う減少が見込まれますが、非常に小規模であることから、結果としてほぼ変化はないと見込まれます。

エ 水面・河川・水路

全体では、平成 19 年の 3,539ha から 6ha（0.2%）増加し、平成 32 年には 3,545ha になると見込まれます。その地域別概要は次のとおりです。

(7) 中央地域

旭川や草生津川などの河川整備に伴う増加により、若干の増加が見込まれます。

(イ) 東部地域

一般道路の整備に伴う水路の減少が見込まれますが、旭川や太平川などの河川整備により、結果として若干の増加が見込まれます。

(ウ) 西部地域

良好な河川環境の創出に向けた雄物川の整備や丘陵地に点在する堤の整備および改修に伴い、若干の増加が見込まれます。

(I) 南部地域

良好な河川環境の創出に向けた雄物川や岩見川などの河川整備、農業基盤整備に伴う水路整備により、若干の増加が見込まれます。

(オ) 北部地域

草生津川などの河川整備や丘陵地に点在する堤の整備および改修、農業基盤整備に伴う水路整備により、若干の増加が見込まれます。

(カ) 河辺地域

治水対策に向けた岩見川の環境整備や農業基盤整備に伴う水路整備により、若干の増加が見込まれます。

(キ) 雄和地域

親水空間の創出に向けた雄物川の整備や農業基盤整備に伴う水路整

備により、若干の増加が見込まれます。

オ 道路

全体では、平成 19 年の 3,338ha から 213ha (6.4%) 増加し、平成 32 年には 3,551ha になると見込まれます。その地域別概要は次のとおりです。

(7) 中央地域

一般道路（都市計画道路秋田環状線、外旭川新川線、川尻広面線など）および民間の宅地開発等に伴う道路整備により、増加が見込まれます。

(4) 東部地域

秋田駅東地区における土地区画整理事業の進展に伴う一般道路の整備、郊外部における林道の整備により、増加が見込まれます。

(9) 西部地域

下浜地区における一般道路（下浜道路など）の整備に伴い、増加が見込まれます。

(1) 南部地域

御所野ニュータウンでの開発に伴う道路整備や一般道路の整備により、増加が見込まれます。

(6) 北部地域

一般道路（都市計画道路土崎駅前線）および林道の整備、民間の宅地開発等に伴う道路整備により、増加が見込まれます。

(8) 河辺地域

林業振興に資する林道の整備や集落内における生活道路の改善などにより、増加が見込まれます。

(5) 雄和地域

一般道路（県道秋田雄和本荘線）や林業振興に資する林道の整備、集落内における生活道路の改善などにより、増加が見込まれます。

カ 宅地

全体では、平成 19 年の 5,765ha から 97ha (1.7%) 増加し、平成 32 年には 5,862ha になると見込まれます。その地域別概要は次のとおりです。

(7) 中央地域

住宅地については、土地区画整理事業に伴う一般道路の整備による減少が見込まれますが、造成済み宅地での建築や街なか居住の受け皿となる民間宅地開発等に伴い、結果として増加が見込まれます。

工業用地については、雄物川沿いの工業地や幹線道路沿道の低未利用地における企業誘致に伴い、若干の増加が見込まれます。

その他の宅地については、小売店舗の減少や土地区画整理事業に伴う一般道路の整備による減少が見込まれますが、中心市街地の低未利用地や幹線道路沿道における商業施設の進出に伴い、結果としてほぼ同程度の面積で推移すると見込まれます。

(4) 東部地域

住宅地については、秋田駅東地区の土地区画整理事業の進展に伴う減少が見込まれますが、造成済み住宅地における建築により、結果として増加が見込まれます。

工業用地については、周辺環境に配慮した市街地内の既存工業用地の維持により、ほぼ変化はないと見込まれます。

その他の宅地については、小売店舗の減少や一般道路の整備に伴う減少が見込まれますが、幹線道路沿道を中心とした商業施設の進出に伴い、結果としてほぼ同程度の面積で推移すると見込まれます。

(5) 西部地域

住宅地については、造成済み住宅地における建築に伴い、増加が見込まれます。

工業用地については、西部工業団地、豊岩工業団地および下浜工業団地の低未利用地における企業誘致に伴い、若干の増加が見込まれます。

その他の宅地については、地域の中心拠点となる新屋地区への集約化の促進により、結果として減少が見込まれます。

(6) 南部地域

住宅地については、御所野ニュータウンや造成済みの住宅地における建築に伴い、増加が見込まれます。

工業用地については、御所野ニュータウンの工業団地および流通業務団地への企業誘致に伴い、増加が見込まれます。

その他の宅地については、御所野ニュータウンや幹線道路沿道への集約化の促進により、結果として若干の減少が見込まれます。

(7) 北部地域

住宅地については、生活利便性の高い土崎地区や幹線道路沿道の一部

地域における民間宅地開発等に伴い、増加が見込まれます。

工業用地については、秋田港周辺の工業団地や幹線道路沿道の低未利用地における企業誘致により、増加が見込まれます。

その他の宅地については、地域の中心拠点となる土崎地区や幹線道路沿道への集約化の促進により、結果として減少が見込まれます。

(カ) 河辺地域

住宅地については、地域の中心拠点となる和田地区での民間宅地開発の促進により、増加が見込まれます。

工業用地については、高速道路や秋田空港へのアクセス性を活かした、七曲臨空港工業団地への企業誘致により、増加が見込まれます。

その他の宅地については、地域の中心拠点となる和田地区への集積および誘導を促進しますが、結果として減少が見込まれます。

(キ) 雄和地域

住宅地については、地域の中心拠点となる妙法地区への宅地の集約化に伴う増減により、結果としてほぼ同程度の面積で推移すると見込まれます。

工業用地については、周辺環境に配慮した既存工業用地の維持により、ほぼ変化はないと見込まれます。

その他の宅地については、妙法地区への集積と誘導を促進しますが、結果として減少が見込まれます。

キ その他

全体では、平成 19 年の 5,596ha から 120ha (2.1%) 減少し、平成 32 年には 5,476ha になると見込まれます。その地域別概要は次のとおりです。

(7) 中央地域

公共・公益施設や公園等の整備に伴う増加が見込まれますが、低未利用地の有効活用に伴い、結果として減少が見込まれます。千秋公園や八橋運動公園などが有する貴重な緑地空間については、本地域の貴重な緑資源として、今後も積極的な保全活用を図ります。

(イ) 東部地域

太平山リゾート公園等の整備に伴う増加が見込まれますが、民間開発等に伴う未利用地の解消により、結果として減少が見込まれます。

(ウ) 西部地域

西部市民サービスセンター等の公共・公益施設の整備に伴う増加が見

込まれますが、秋田空港跡地の有効活用、下浜工業団地や豊岩工業団地における未利用地の解消等に伴い、結果として減少が見込まれます。

(I) 南部地域

一つ森公園、雄物川河川敷等の公園・レクリエーション施設の整備、御所野ニュータウンでの福祉施設等の整備に伴う増加が見込まれますが、御所野ニュータウンや住宅団地における未利用地の解消や農業試験場の有効活用等に伴い、結果として減少が見込まれます。

(ロ) 北部地域

北部市民サービスセンター等の公共・公益施設の整備に伴う増加が見込まれますが、工業団地の未利用地の解消や公共・公益施設の統廃合に伴い、結果として減少が見込まれます。

(ハ) 河辺地域

公共・公益施設や自然環境を活かしたレクリエーション施設等の整備に伴う増加が見込まれますが、七曲臨空港工業団地の未利用地の解消に伴い、結果として減少が見込まれます。

(ニ) 雄和地域

公共・公益施設等の整備に伴う増加が見込まれますが、公共・公益施設の統廃合に伴い、結果としてほぼ同程度の面積で推移すると見込まれます。

第3 計画達成に向けた必要な措置の概要

1 国土利用計画法等の適切な運用

土地基本法、国土利用計画法およびこれに関連する都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の総合的かつ計画的な調整を推進し、適正かつ合理的土地利用の確保と安定した地価水準の実現を図ります。

なお、広域的な影響のある課題等については、周辺市町村と連携して適正な土地利用となるよう調整します。

2 地域整備施策の推進

本市が目指す多核集約型都市の実現に当たっては、各地域の中心となる市街地や集落において、それぞれの生活環境や地域的特性を活かした計画的な整備を進めていくことが重要です。

今後は、持続可能な都市の形成に向けて効果的かつ効率的な行財政運営がより一層求められることから、都市機能や都市基盤などの整備に当たっては、既存ストックの活用十分に配慮したうえで、各地域の自然的、社会的、経済的、歴史的および文化的な特性を活かし、各地域間で均衡の取れた総合的な地域整備施策を推進します。

3 市土の保全と安全性の確保

自然環境の保全、公害の防止、歴史的風土の保存および文化財の保護等を図るため、関係法令を適切に運用し、無秩序な開発行為を防止します。特に周辺に大きな影響を与えるような大規模な開発行為等については、環境影響評価の適切な実施など環境保全に配慮した開発指導に努めます。

また、水害や地震などの自然災害から市民の生命と財産を守るために、本市の地形や地質等の土地特性の把握に努め、ハザードマップ等の整備および普及を推進します。災害の恐れのある区域においては、治水治山施設をはじめとする防災施設や警戒避難体制の整備を推進するとともに、新たなまちづくり条例等の導入による立地規制についても検討を進め、安全性の確保に向けた適正な土地利用誘導による被害予防を図ります。

さらに、安全な避難地および避難路の確保や建築物の不燃化および耐震化の促進、ライフラインの多重化や公共施設の防災機能および耐震性の確保を推進し、災害に強い安全な土地利用を目指します。

4 環境の保全と美しい市土の形成

地球環境の保全に向けて、環境負荷の少ない集約型都市構造の実現を目指します。また、風力、太陽光、雪氷冷熱、バイオマス等の地域特性に合わせた新エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガスの吸収源となる森林や市街地内緑地の適切な保全と整備を図ります。

農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、水辺空間等の保全による河川、湖沼および沿岸域の自然浄化能力の維持と回復、地下水の適正な利用等を通じて、水環境への負荷を低減し、健全な水循環の確保を図ります。特に、公共下水道施設の整備、合併処理浄化槽の普及など、生活排水等への対策を推進しながら、河川等の水質の維持および改善を図ります。

また、本市特有の優れた自然環境、文化財や歴史的環境を保護し、保全するため、開発行為等については、都市計画法や景観法、新たなまちづくり条例等の導入に基づく適正な規制および指導を行い、太平山や千秋公園、雄物川など、地域の特性を活かした美しい街並み景観や田園景観、森林景観、水辺景観等の形成に取り組み、都市の魅力向上を目指します。

既成市街地については、住居系、工業系、商業系の用途区分に応じた適正な土地利用の誘導を進めるとともに、市街地内における緑地の確保と緑化の推進に努め、地域の特性に応じた良好な市街地環境の形成を図ります。

また、良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等においても環境保全に配慮します。

5 土地利用転換の適正化

農用地や森林の利用転換を行う場合には、その転換の不可逆性や食糧生産の確保、災害の防止、農業経営の安定、水資源の確保、環境の保全などに及ぼす影響に十分に留意したうえで、農業以外の土地利用との計画的な調整を図りながら、無秩序な転用を抑制し、優良な自然環境と美しい田園景観の確保に努めます。

特に、農業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方で、耕作放棄地などの低未利用地が増加している状況を踏まえ、低未利用地の有効活用による、自然的土地利用の転換抑制を図ります。

大規模な土地利用の転換を行う場合は、地域に与える自然的、社会的な影響が広範に及ぶ可能性があることから、土地利用計画等を前提とした転換を基本としながら、市土の安全性の確保や周辺環境の保全等に配慮した適正な転換を誘導します。

なお、農地、住宅、工場などの土地利用の混在が進む地域においては、土

土地利用の転換が地域の維持や活性化に寄与する反面、営農環境や住環境、作業環境に影響を及ぼす恐れがあることから、各種施策と十分に調整を図りながら、秩序ある土地利用を誘導します。

6 市土の有効利用の促進

(1) 農用地

農用地の生産性を高めるため、農用地区域における農業基盤等の整備を積極的に推進し、優良農地の確保を図るとともに、農地の流動化の推進により、認定農業者や担い手農業者等への農地の集積および民間企業など多様な主体による農地利用を促し、農用地の効果的利用を図ります。

また、都市と農村との共生に向けて、農業に対する理解を深めるための情報発信や意識啓発に積極的に取り組むとともに、農林資源等を活かしたグリーンツーリズムを推進するなど農地の多様な活用を推進します。

近年の課題となっている耕作放棄地については、これらの取組と合わせて土地情報の管理および提供を推進し、発生抑制に努めます。

(2) 森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、周辺の土地利用状況との調整を図りながら、計画的な整備と保全に努めるとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

また、市民をはじめとする多様な主体による管理と活用を推進するとともに、必要に応じて市民のレクリエーション活動の場としての整備を図り、うるおいのある生活環境の形成に向けた有効利用に努めます。

(3) 水面・河川・水路

雄物川や岩見川などの河川については、今後も関係機関と協力しながら計画的な治水対策に取り組むとともに、引き続き、市民にうるおいと憩いを与える親水空間としての整備および活用を図ります。

また、生物の多様な生息および育成空間としての機能の発揮に向けた、適切な水量と水質の確保を図ります。

工業用水については、近隣の地下水利用者に対する必要な配慮を行い、適正な規模の取水を行うよう指導します。また、農業用水については、ほ場整備事業に伴う河川改修と用水路の整備を行い、用水の効率的利用を図ります。

(4) 道路

道路については、円滑な都市活動および経済活動を担う重要な施設として、計画的かつ体系的な整備を進めます。整備に当たっては、広域的な道路体系に配慮しながら、既存ストックの活用を図るとともに、電気通信施設や上下水道等の収容、周辺環境と調和した沿道景観の形成に十分に配慮し、道路空間の有効活用を図ります。

特に、日常的に利用する生活道路については、高齢社会への移行を見据えたバリアフリー化を推進するとともに、歩道や交通安全施設の整備による歩行空間の安全性の確保に努めます。維持管理に当たっては、計画的な舗装や補修等を進めるとともに、沿道の美化活動など、市民をはじめとする多様な主体との協働および連携による管理を推進します。

農業および林業の生産基盤として重要な役割を果たす農道や林道については、周辺環境との調和に配慮しながら、各々の利用目的に応じた適切な道路網の形成と利用の効率化を目指し、計画的な整備と維持管理を図ります。

(5) 宅地

住宅用地については、新たな定住人口の確保および無秩序な市街地の拡大防止に向けて、新たな宅地需要については低未利用地の活用を優先することを基本とします。また、既存の住宅ストックの適切な維持管理や計画的な更新等による良質な住宅ストックの継承、既存住宅の流通促進等による、質の高い居住環境の整備と継続的な利用を図ります。

郊外部においては、地域の特性を活かしたゆとりある居住環境の保全に努めるとともに、既存集落の人口確保およびコミュニティの活性化に資する土地利用方策の導入について検討を進めます。

工業用地については、既存工業団地の未分譲地等への企業誘致の推進による有効利用を図ります。整備に当たっては、環境保全や公害防止、周辺環境との調和に十分に配慮しながら、産業構造の変化や需要に応じた整備に努めます。

事務所、店舗等をはじめとするその他の宅地については、本市の商業・業務拠点となる秋田駅周辺をはじめ、各地域の中心拠点の活力向上を目指し、市街地開発事業等による中心市街地の高度利用と都市機能の集積を進めるとともに、ハード・ソフトの両面から事業者が進出しやすい環境づくりに取り組みます。また、高齢社会への移行を見据え、身近な商店街の維持と活性化を推進します。

各施設の整備に当たっては、高齢化社会への移行を踏まえ、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入など、高齢者を含むすべての市民が安

全で安心して利用することのできる施設づくりを基本とします。

(6) その他

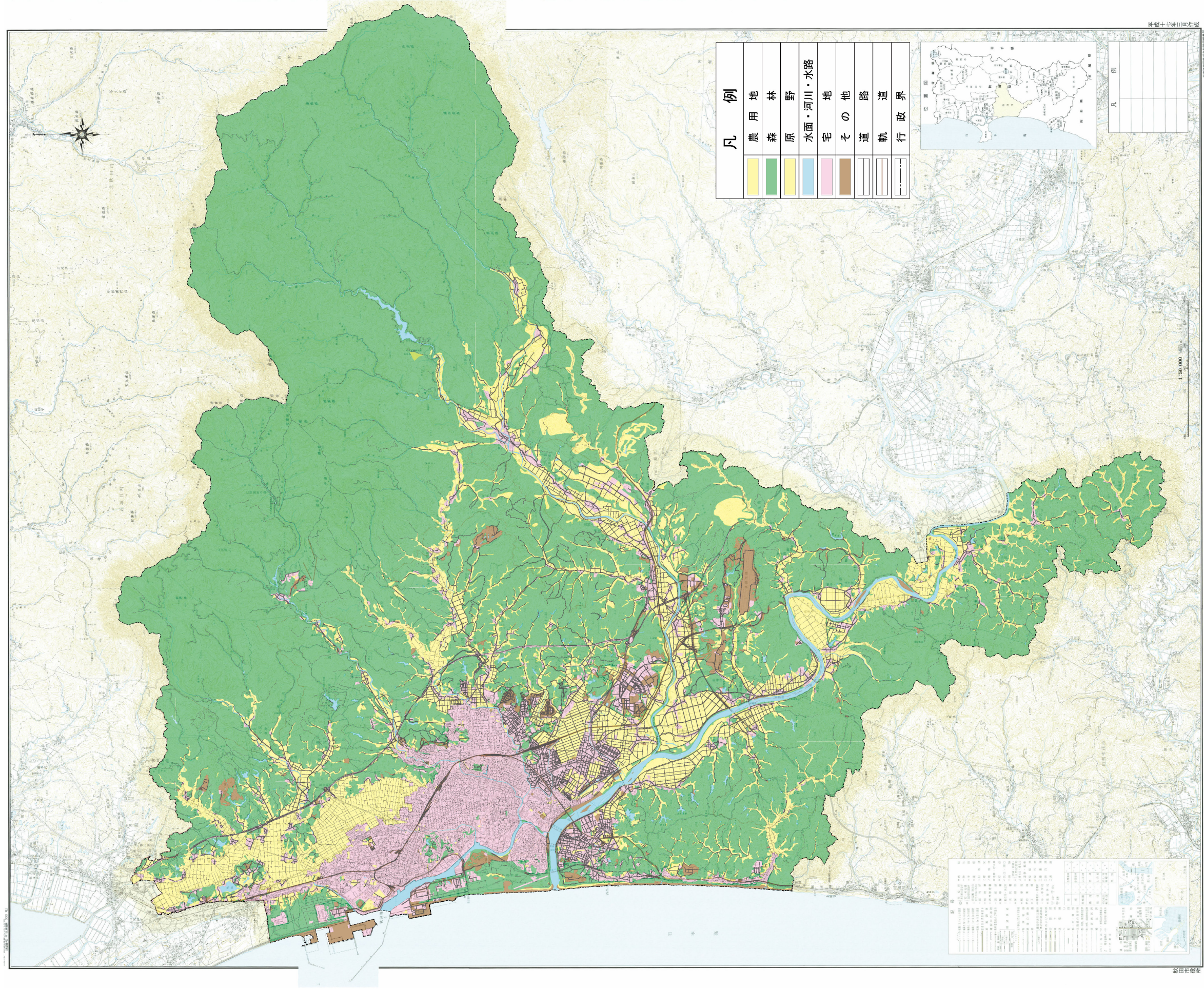
公共・公益施設用地については、既存ストックの活用を基本としつつ、各地域の特性や課題に配慮した適切な場所と規模の用地の確保を推進します。

7 多様な主体の協働および連携による市土運営

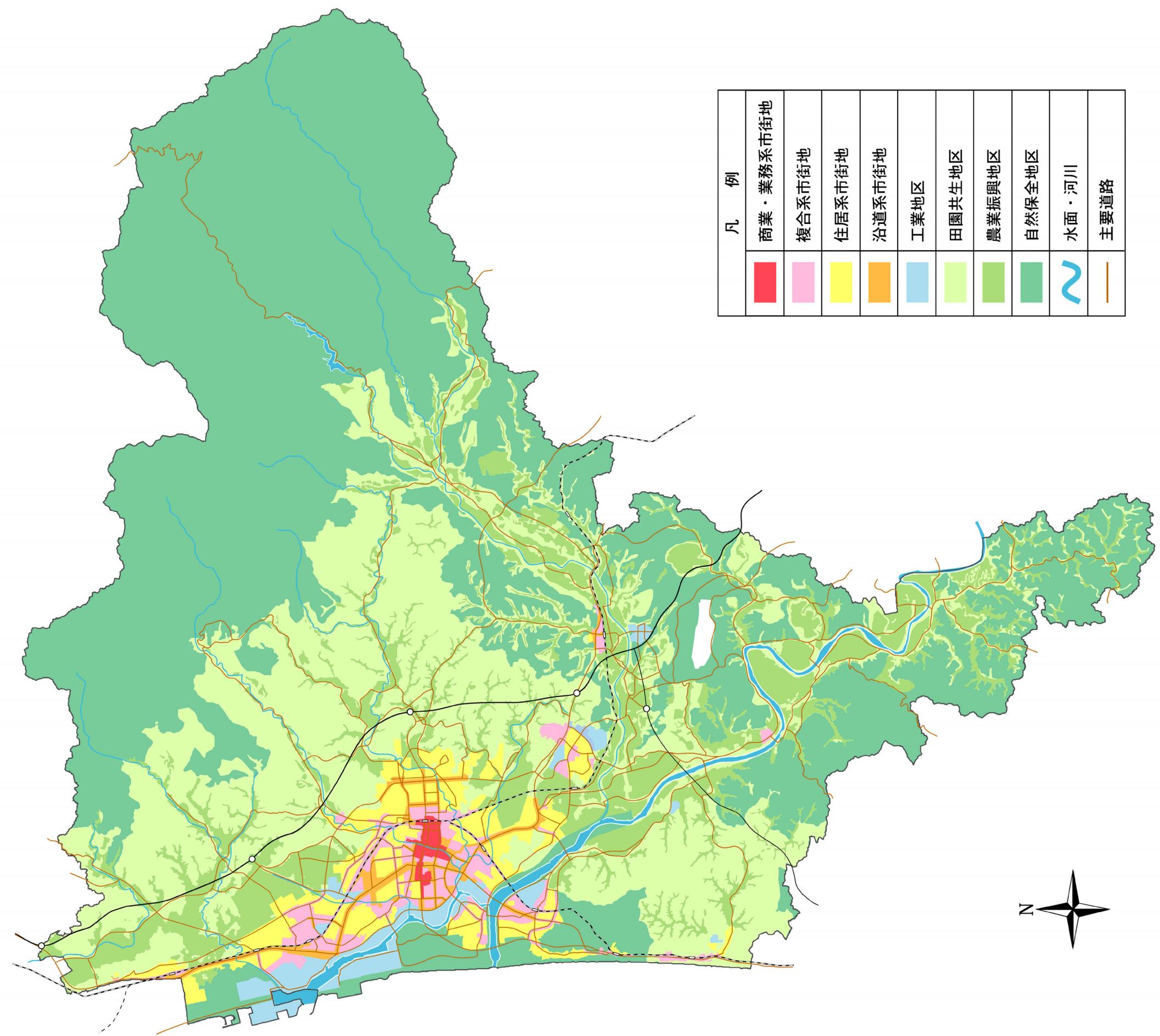
成熟型社会への移行による持続可能な都市の形成に向けては、行政をはじめ市民や事業者、NPO（特定非営利活動法人）といった多様な主体が、互いの役割を認識したうえで、積極的にまちづくり活動に参画していくことが求められることから、多様な主体による協働型のまちづくりを推進しながら、適正な土地利用の実現を目指します。

また、土地の適正利用に向けて、各種統計や都市計画法に基づく都市計画基礎調査などの科学的、総合的な調査を推進するとともに、それらを踏まえ、新たなまちづくり条例など必要な方策の研究および導入の検討を進めます。さらに、その成果を広く情報発信することにより、各主体の土地利用に関する理解と意識の啓発を図り、各種土地利用関連計画の実効性の向上を目指します。

(参考) 秋田市土地利用現況図



(参考) 秋田市土地利用構想図



（参考）市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標と利用区分ごとの地域別の概要一覧

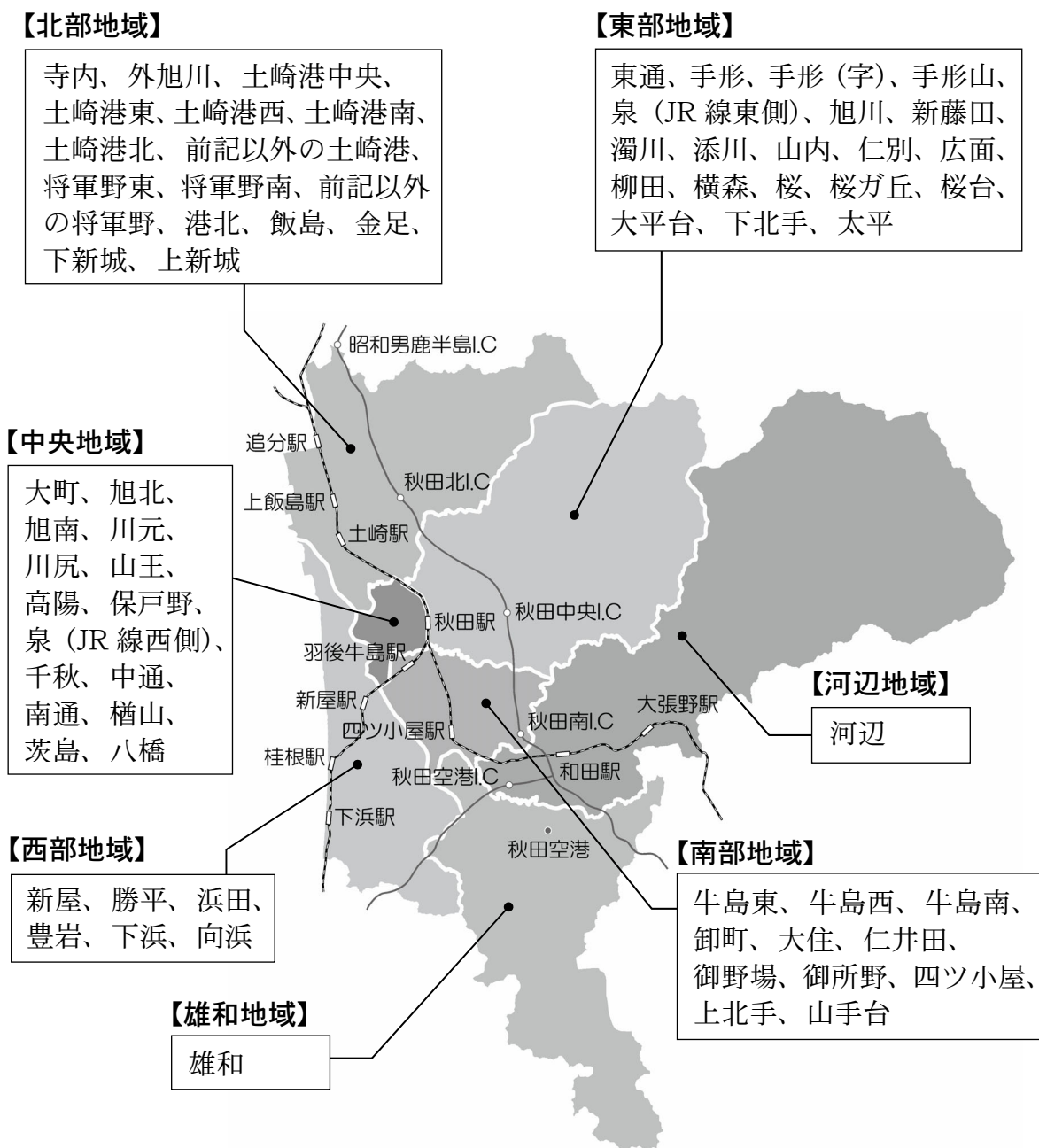
区 分	計 ※ 端数処理をして いるため「計」 は一致しない。	農 用 地 農地法第2条第1項 に定める農地および 採草放牧地	森 林 国有林および民有林	原 野 耕作の方法によら ないで、雑草、灌木等 の生育する土地	水面・河川・水路 湖沼、ため池等、河 川、農業用排水路 敷	道 路 一般道路、農道およ び林道（私道や港湾 道路等を除く）	宅 地 住宅地、工業用地、その他の宅地（店舗・事務所等の用地）	そ の 他 公共・公益施設、海岸および沿 岸海域、観光・レクリエーショ ン用地、造成済の低未利用地等
平成19年 (基準年)	90,567ha(100.0%)	9,675ha(10.7%)	62,591ha(69.1%)	63ha(0.1%)	3,539ha(3.9%)	3,338ha(3.7%)	5,765ha(6.4%)	5,596ha(6.2%)
平成32年 (目標年)	90,567ha(100.0%)	9,605ha(10.6%)	62,467ha(69.0%)	61ha(0.1%)	3,545ha(3.9%)	3,551ha(3.9%)	5,862ha(6.5%)	5,476ha(6.0%)
比 較	0ha(0.0%)	▲70ha(▲0.7%)	▲124ha(▲0.2%)	▲2ha(▲3.2%)	6ha(0.2%)	213ha(6.4%)	97ha(1.7%)	▲120ha(▲2.1%)
中 央 地 域		・民間宅地開発等により、減少が見込まれる。	・森林ははほとんど存在しておらず、増減は見込まれない。	・原野はほとんど存在しておらず、増減は見込まれない。	・旭川や草生津川などの河川整備に伴う増加により、若干の増加が見込まれる。	・都市計画道路秋田環状線、外旭川新川線、川尻広面線や民間の宅地開発等に伴う道路整備により、増加が見込まれる。	・住宅地は、土地区画整理事業に伴う一般道路の整備による減少が見込まれるが、造成済み宅地での建築や民間宅地開発等により、結果として増加が見込まれる。 ・工業用地は、雄物川沿いの工業地や幹線道路沿道の低未利用地における企業誘致に伴い、若干の増加が見込まれる。 ・その他の宅地は、小売店舗の減少が見込まれるが、中心市街地の低未利用地や幹線道路沿道における商業施設の進出に伴う増加により、結果としてほぼ同程度の面積で推移すると見込まれる。	・公共公益施設や公園等の整備による増加が見込まれるが、低未利用地の活用などにより、結果として減少が見込まれる。 ・千秋公園や八橋運動公園などがある貴重な緑地空間については、本地域の貴重な緑資源として、今後も積極的な保全・活用を図る。
東 部 地 域		・民間宅地開発等により、若干の減少が見込まれる。	・林道の整備等により、減少が見込まれる。	・一般道路の整備により、若干の減少が見込まれる。	・一般道路の整備に伴う水路の減少が見込まれるが、旭川や太平川などの河川整備に伴う増加により、若干の増加が見込まれる。	・秋田駅東地区の土地区画整理事業の進展に伴う一般道路の整備、郊外部における林道の整備により増加が見込まれる。	・住宅地は、秋田駅東地区の土地区画整理事業の進展に伴う減少が見込まれるが、造成済み住宅団地における建築により、結果として増加が見込まれる。 ・工業用地は、市街地内の既存工業用地の維持により、ほぼ変化はないと見込まれる。 ・その他の宅地は、小売店舗の減少や一般道路の整備に伴う減少が見込まれるが、幹線道路沿道を中心としたに商業施設の進出に伴う増加により、結果としてほぼ同程度の面積で推移すると見込まれる。	・民間宅地開発による未利用地の解消により、減少が見込まれる。
西 部 地 域		・下浜地区における一般道路の整備（下浜道路）や市街地での民間宅地開発等により、減少が見込まれる。	・丘陵地における林道の整備により、若干の減少が見込まれる。	・民間開発等に伴う減少が見込まれるが、ほぼ変化はない。	・雄物川の整備や丘陵地に点在する堤の整備・改修により、若干の増加が見込まれる。	・下浜地区における一般道路の整備（下浜道路）により、増加が見込まれる。	・住宅地は、造成済み住宅団地における建築に伴う増加が見込まれる。 ・工業用地については、下浜工業団地や豊岩工業団地への企業誘致による増加が見込まれる。 ・その他の宅地については、地域の中心拠点となる新屋地区への集約化の促進により、結果として減少が見込まれる。	・西部市民サービスセンター等の公共公益施設の整備に伴う増加が見込まれるが、秋田空港跡地の有効活用等に伴い、減少が見込まれる。
南 部 地 域		・御所野ニュータウンでの開発等により減少が見込まれる。	・御所野ニュータウンでの開発の進展や一般道路の整備等に伴う減少が見込まれる。	・民間開発等に伴う減少が見込まれるが、ほぼ変化はない。	・雄物川や岩見川などの河川整備、農業基盤整備に伴う水路整備により、若干の増加が見込まれる。	・御所野ニュータウンでの開発に伴う道路整備や一般道路の整備により、増加が見込まれる。	・住宅地については、御所野ニュータウンや造成済みの住宅団地における建築に伴う増加が見込まれる。 ・工業用地は、御所野ニュータウンの工業団地および流通業務団地への企業誘致による増加が見込まれる。 ・その他の宅地は、御所野ニュータウンや幹線道路沿道への集約化の促進により、結果として若干の減少が見込まれる。	・住宅団地における未利用地の解消、農業試験場の有効活用等に伴い、減少が見込まれる。
北 部 地 域		・秋田市斎場の整備や市街地での民間宅地開発等により、減少が見込まれる。	・一般市道や林道の整備に伴う若干の減少が見込まれる。	・市の墓地整備により、若干の減少が見込まれる。	・草生津川の河川整備や農業基盤整備に伴う水路整備により、若干の増加が見込まれる。	・都市計画道路土崎駅前線、林道の整備、民間の宅地開発等に伴う道路整備により、増加が見込まれる。	・住宅地は、生活利便性の高い土崎地区や幹線道路沿道の一部地域における民間宅地開発等による増加が見込まれる。 ・工業用地は、秋田港周辺の工業団地や幹線道路沿道の低未利用地における企業誘致に伴い、増加が見込まれる。 ・その他の宅地は、地域の中心拠点となる土崎地区や幹線道路沿道への集約化の促進により、結果として減少が見込まれる。	・北部市民サービスセンター等の公共公益施設の整備、工業団地の未利用地の解消や公共公益施設の統廃合により、減少が見込まれる。
河 辺 地 域		・既存集落内の耕作放棄地の転換等により、若干の減少が見込まれる。	・林道の整備等により、減少が見込まれる。	・民間開発等に伴う減少が見込まれるが、ほぼ変化はない。	・治水対策による岩見川の環境整備や農業基盤整備に伴う水路整備により、若干の増加が見込まれる。	・林道の整備等により、増加が見込まれる。	・住宅地は、地域の中心拠点となる和田地区での民間宅地開発の促進による増加が見込まれる。 ・工業用地は、七曲臨空港工業団地への企業誘致による増加が見込まれる。 ・その他の宅地は、地域の中心拠点となる和田地区への集積・誘導を促進するが、結果として減少が見込まれる。	・公共公益施設や自然環境を活かしたレクリエーション施設等の整備、七曲臨空港工業団地の未利用地の解消により減少が見込まれる。
雄 和 地 域		・県道秋田雄和本荘線の整備や、既存集落内の耕作放棄地の転換等により減少が見込まれる。	・林道の整備等により、減少が見込まれる。	・民間開発等に伴う減少が見込まれるが、ほぼ変化はない。	・親水空間の創出による雄物川の整備や農業基盤整備に伴う水路整備により、若干の増加が見込まれる。	・県道秋田雄和本荘線や林道の整備などにより、増加が見込まれる。	・住宅地は、地域の中心拠点となる妙法地区への宅地の集約化に伴う増減により、結果としてほぼ同程度の面積で推移すると見込まれる。 ・工業用地は、ほぼ変化はないと見込まれる。 ・その他の宅地は、妙法地区への集積・誘導を促進するが、結果として減少が見込まれる。	・公共公益施設等の整備、公共公益施設の統廃合はあるが、結果としてほぼ同程度の面積で推移すると見込まれる。

第 3 次秋田市国土利用計画 説明資料

1. 計画策定の経緯

年 月 日	経 過 等
平成 21 年 11 月 10 日	第 6 次秋田市総合都市計画等策定委員会設置
平成 21 年 11 月 26 日	第 1 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催
平成 22 年 1 月 28 日	第 2 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催
平成 22 年 3 月 24 日	第 3 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催
平成 22 年 5 月 28 日	第 4 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催
平成 22 年 8 月 27 日	第 5 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催
平成 22 年 10 月 22 日	第 6 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催
平成 22 年 11 月 24 日	第 7 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催
平成 22 年 12 月 2～18 日	素案説明会の実施
平成 22 年 12 月 2 日～ 平成 23 年 1 月 14 日	素案に対するパブリックコメントの実施
平成 23 年 2 月 14 日	第 8 回秋田市総合都市計画等策定委員会 開催
平成 23 年 2 月 21 日	市議会への議案の提出「秋田市国土利用計画を変更する件」
平成 23 年 3 月 18 日	市議会での議決
平成 23 年 3 月 28 日	変更告示・県への報告（公表年月日）

2. 計画における地域区分



3. 市土地利用の利用区分の定義

「国土利用計画（市町村計画）策定・管理の手引」（平成21年度秋田県建設交通部建設管理課策定）の定義に示されている、秋田県国土利用計画における利用区分の定義に即する。

4. 利用区分別現況把握の基礎数値

利用区分	項目	調査資料	基準年次(H19) 数値(ha)	出所機関
田	田	秋田の農産物	8,590	東北農政局 秋田農政事 務所統計部
畑	畑	秋田の農産物	723	
採草牧草地	「採草放牧地に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地」	世界農林業センサス林業調査報告書	362	農水省統計情報部
林野庁所管国有林	「機能類型別、林種別面積の総数」から「国有林貸付使用地の放牧採草地」と「国有林林道面積」を除いたもの	東北森林管理局事業統計書	24,927	東北森林管理局
官行造成地	「官行造林地の林種別面積」のうち「林地総数」と「林地以外」の合計	東北森林管理局事業統計書	425	
その他の省庁所管	保有形態別森林面積	秋田県林業統計	62	秋田県林業木材産業課
地域森林計画対象民有林	保有形態別森林面積	秋田県林業統計	37,009	秋田県林業木材産業課
地域森林計画対象外民有林	—	農林政策課森林環境対策室調べ	168	秋田県農林政策課
原野	「森林以外の草生地」から「林野庁所管の森林以外の草生地」を除く	世界農林業センサス林業調査報告書	63	農水省統計情報部
天然湖水	面積 100ha 以上のもの	全国都道府県市区町村別面積調	26	国交省国土地理院
	面積 100ha 未満のもの	自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書		環境省自然環境局
人造湖	該当ダム面積	ダム年鑑	194	(財)日本ダム協会
	堤高 15m 以上の農業用ダム面積	農業用ダム台帳		農水省構造改善局
ため池	堤高 15m 未満の農業用ため池について、堤高区分別有効貯水量を平均堤高で除し、一定係数を乗じて推計	ため池台帳	378	農水省構造改善局
河川	流路延長を基に、必要な区間ごとに把握した平均幅員を乗じて推計	河川調書	2,391	秋田県河川砂防課
水路	整備済水田の水路	秋田農林水産統計年報	477	秋田県農地整備課
	未整備水田の水路	秋田農林水産統計年報	73	

利用区分	項目	調査資料	基準年次(H19) 数値(ha)	出所機関
高速道路	高速自動車道	道路統計年報	255	秋田県道路課
一般道路	国道	道路統計年報	237	
県道	県道	道路統計年報	660	
市道	市道	道路統計年報	1,395	
ほ場内農道	整備済水田・畑面積、未整備水田・畑面積に一定係数を乗じて推計	秋田の農産物 秋田農林水産統計年報	536	東北農政局 秋田農政事務所統計部
ほ場外農道	「農道延長」に一定幅員(8m)を乗じて推計	農道管理状況調査書	39	秋田県農地整備課
国有林道	「国有林林道延長」に一定幅員(8m)を乗じて推計	東北森林管理局事業統計書	114	東北森林管理局
民有林道	「民有林林道延長」に一定幅員(8m)を乗じて推計	秋田県林業統計	102	秋田県林業木材産業課
宅地	民地の評価総地積	固定資産概要調査書	4,816	市資産税課
	非課税地積	固定資産概要調査書	818	
	村落地区補正面積	地積調査事業の実績をもとに建設管理課で推計	131	秋田県建設管理課
住宅用地	「評価総地積」のうち「住宅用地」の面積	固定資産概要調査書	3,128	市資産税課
	村落地区補正面積	地積調査事業の実績をもとに建設管理課で推計	92	秋田県建設管理課
公営住宅・公務員住宅用地	「県営・市営住宅用地」と「公務員住宅用地」面積	県・市データ	69	県・市担当課
工業用地	「従業員30人以上の事業所」の敷地面積 「従業員4人以上29人未満」の製造品出荷額等に係数を乗じて推計	秋田県の工業	388	秋田県調査統計課
その他の宅地	—	「宅地」面積から「住宅用地」と「工業用地」を引いたもの	2,088	—
その他	—	「市土面積」から上記各面積を引いたもの	5,597	—
総面積	市土面積	全国都道府県市区町村別面積調	90,567	国交省国土地理院
市街地	DID 面積	国勢調査	5,360	総務省

5. 計画目標の総括指標

(1) 利用区分ごとの市土利用の推移と目標

(単位：ha)

利用区分	H15	H16	H17	H18	H19	目標値 H32	目標値 H42
農用地	9,733	9,724	9,701	9,688	9,675	9,605	9,580
田	8,630	8,630	8,610	8,600	8,590	8,543	8,525
畑	741	732	729	726	723	700	693
採草放牧地	362	362	362	362	362	362	362
森林	62,589	62,479	62,496	62,523	62,591	62,467	62,453
原野	63	63	63	63	63	61	61
水面・河川・水路	3,526	3,529	3,533	3,535	3,539	3,545	3,548
道路	3,246	3,274	3,312	3,350	3,338	3,551	3,606
宅地	5,604	5,613	5,650	5,750	5,765	5,862	5,910
住宅地	3,220	3,240	3,263	3,275	3,289	3,349	3,372
工業用地	*	389	390	392	388	447	468
その他の宅地	*	1,984	1,997	2,083	2,088	2,066	2,071
その他	5,806	5,885	5,812	5,658	5,596	5,476	5,409
合計	90,567	90,567	90,567	90,567	90,567	90,567	90,567
うち市街地	5,240	5,240	5,360	5,360	5,360	5,320	4,280

*は秘匿データ

出典：秋田県国土利用計画管理運営資料

(2) 土地利用転換マトリクス

(単位：ha)

転出地目 転入地目	農用地	森林	原野	水面・ 河川・ 水路	道路	宅地	その他	基準年次 (H19)
農用地	—			▲6	▲41	▲22	▲1	9,675
森林		—		▲3	▲52	▲21	▲48	62,591
原野			—				▲2	63
水面・河川・水路	6	3		—	▲4		1	3,539
道路	41	52		4	—	37	79	3,338
宅地	22	21			▲37	—	91	5,765
その他	1	48	2	▲1	▲79	▲91	—	5,596
目標年次 (H32)	9,605	62,467	61	3,545	3,551	5,862	5,476	—

※ 具体事業による土地利用転換の動向および過去の土地利用転換の傾向から算出した事務局想定値

6. 策定に当たっての基礎的指標

(1) 人口・世帯数の推移と将来の推計

(単位：人、％)

区 分		H7	H12	H17	目標 H32	伸 び 率		
						H12/H7	H17/H12	H32/H17
人 口	総人口	331,597	336,646	333,109	299,419	1.5%	▲1.1%	▲10.1%
	15歳未満	53,023	47,911	43,879	31,816	▲9.6%	▲8.4%	▲27.5%
	15～65歳未満	228,977	227,785	218,498	173,336	▲0.5%	▲4.1%	▲20.7%
	65歳以上	49,470	60,789	70,371	94,267	22.9%	15.8%	34.0%
世帯数		119,793	127,911	130,630	137,980	6.8%	2.1%	5.6%
人口集中地区人口		259,600	265,700	263,500	266,000	2.3%	▲0.8%	0.9%
労 働 力 人 口	労働力人口	—	170,150	165,321	149,700	—	▲2.8%	▲9.4%
	非労働力人口	—	117,911	117,528	105,000	—	▲0.3%	▲10.7%
	就業者数	159,973	161,779	154,424	142,200	1.1%	▲4.5%	▲7.9%

(2) 人口指標の秋田県比較

(単位：人、％)

区 分		秋 田 市			秋 田 県		
		H7	H12	H17	H7	H12	H17
人 口 の 各 種 指 標	年少人口指数	23.2%	21.0%	20.1%	24.0%	21.8%	20.6%
	老年人口指数	21.6%	26.7%	32.2%	30.2%	37.5%	44.4%
	従属人口指数	44.8%	47.7%	52.3%	54.3%	59.4%	65.0%
	労働力率	—	59.0%	57.2%	61.5%	59.9%	58.5%
産 業 別 就 業 者 数	全産業	159,973	161,234	152,149	631,000	587,000	547,000
	第1次産業	5,641	4,202	4,286	87,000	64,000	61,000
	第2次産業	35,324	34,179	27,313	224,000	182,000	147,000
	第3次産業	119,008	122,853	120,550	320,000	341,000	339,000
総人口		331,470	336,565	333,109	1,213,667	1,189,279	1,145,501

※ 年少人口指数 = 年少人口 ÷ 生産年齢人口 × 100

老年人口指数 = 老年人口 ÷ 生産年齢人口 × 100

従属人口指数 = (年少人口 + 老年人口) ÷ 生産年齢人口 × 100

労働力率 = 労働力人口 ÷ 15歳以上人口 (労働力状態不詳を含む) × 100

7. 人口等を基礎とした利用区分ごとの地目の推移と目標

(1) 農用地面積と関係指標の推移と目標

	農用地面積			人 口	農 業 就 業 人 口	人 口 1人当たり 農用地面積	農業就業人口 1人当たり 農用地面積
	農 地	採草放牧地	計				
	ha	ha	ha	人	人	m ² /人	m ² /人
平成14年	9,413	362	9,775	312,926	4,793	312	20,394
平成15年	9,371	362	9,733	312,845		311	20,307
平成16年	9,362	362	9,724	312,543		311	20,288
平成17年	9,339	362	9,701	330,621	6,512	293	14,897
平成18年	9,326	362	9,688	330,593		293	14,877
平成19年	9,313	362	9,675	328,723		294	14,857
平成32年	9,243	362	9,605	299,419	5,900	321	16,280

※ 人口（実績値）は住民基本台帳（各年3月31日時点）より

(2) 森林面積と関係指標の推移と目標

	森林面積	人 口	市域面積	人 口 1人当たり 森林面積	市域面積に 占める森林 面積の割合
	ha	人	ha	m ² /人	%
平成14年	62,603	312,926	90,567	2,001	69.1
平成15年	62,589	312,845	90,567	2,001	69.1
平成16年	62,479	312,543	90,567	1,999	69.0
平成17年	62,496	330,621	90,567	1,890	69.0
平成18年	62,523	330,593	90,567	1,891	69.0
平成19年	62,591	328,723	90,567	1,904	69.1
平成32年	62,467	299,419	90,567	2,086	69.0

(3) 原野面積と関係指標の推移と目標

	原野面積	人 口	市域面積	人 口 1人当たり 原野面積	市域面積に 占める原野 面積の割合
	ha	人	ha	m ² /人	%
平成14年	63	312,926	90,567	2.0	0.1
平成15年	63	312,845	90,567	2.0	0.1
平成16年	63	312,543	90,567	2.0	0.1
平成17年	63	330,621	90,567	1.9	0.1
平成18年	63	330,593	90,567	1.9	0.1
平成19年	63	328,723	90,567	1.9	0.1
平成32年	61	299,419	90,567	2.0	0.1

(4) 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

	水面河川 水路面積	人 口	市域面積	人 口 1人当たり 水面河川 水路面積	市域面積に 占める水面 河川水路 面積の割合
	ha	人	ha	m ² /人	%
平成14年	3,524	312,926	90,567	113	3.9
平成15年	3,526	312,845	90,567	113	3.9
平成16年	3,529	312,543	90,567	113	3.9
平成17年	3,533	330,621	90,567	107	3.9
平成18年	3,535	330,593	90,567	107	3.9
平成19年	3,539	328,723	90,567	108	3.9
平成32年	3,545	299,419	90,567	118	3.9

(5) 水面・河川・水路面積の推移

	水 面	河 川	水 路	合 計	同左推移 (指数)
	ha	ha	ha	ha	
平成14年	598	2,385	541	3,524	100
平成15年	598	2,385	543	3,526	100
平成16年	597	2,387	545	3,529	100
平成17年	598	2,388	547	3,533	100
平成18年	598	2,389	497	3,535	100
平成19年	598	2,391	550	3,538	100

(6) 道路面積と関係指標の推移と目標

	道路面積	人 口	市域面積	人 口 1人当たり 道路面積	市域面積に 占める道路 面積の割合
	ha	人	ha	m ² /人	%
平成14年	3,131	312,926	90,567	100	3.5
平成15年	3,246	312,845	90,567	104	3.6
平成16年	3,274	312,543	90,567	105	3.6
平成17年	3,312	330,621	90,567	100	3.7
平成18年	3,350	330,593	90,567	101	3.7
平成19年	3,338	328,723	90,567	102	3.7
平成32年	3,551	299,419	90,567	119	3.9

(7) 道路面積の推移

	一般道路	農 道	林 道	農林道計	道路合計	同左推移 (指数)
	ha	ha	ha	ha	ha	
平成 14 年	2,348	566	217	783	3,131	100
平成 15 年	2,460	568	218	786	3,246	104
平成 16 年	2,486	570	218	788	3,274	105
平成 17 年	2,526	573	213	786	3,312	106
平成 18 年	2,562	574	214	788	3,350	107
平成 19 年	2,547	575	216	791	3,338	107

(8) 住宅地面積と関係指標の推移と目標

	住宅地面積	世帯数	1 世帯当たり 住宅地面積
	ha	世帯	m ² /世帯
平成 14 年	3,186	125,293	254
平成 15 年	3,220	126,218	255
平成 16 年	3,240	127,148	255
平成 17 年	3,263	133,945	244
平成 18 年	3,275	135,697	241
平成 19 年	3,289	135,916	242
平成 32 年	3,349	137,980	243

※ 世帯数（実績値）は住民基本台帳（各年 3 月 31 日時点）より

(9) 工業用地面積と関係指標の推移と目標

	工業用地面積	従事者数	従事者 1人当たり 工業用地面積
	ha	人	m ² /人
平成14年	*	12,710	—
平成15年	*	12,999	—
平成16年	389	12,740	305
平成17年	390	12,443	313
平成18年	392	12,829	306
平成19年	388	13,410	289
平成32年	447	13,410	300

※ 従事者数（実績値）は工業統計表より

*は秘匿データ

(10) 事務所・店舗等その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

	事務所・店舗等その他の宅地面積	人口	人口1人当たり 事務所・店舗等 その他の宅地面積
	ha	人	m ² /人
平成14年	*	312,926	—
平成15年	*	312,845	—
平成16年	1,984	312,543	63
平成17年	1,997	330,621	60
平成18年	2,083	330,593	63
平成19年	2,088	328,723	64
平成32年	2,066	299,419	69

*は秘匿データ

(11) 市街地面積の推移と目標

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 32 年	増加分の変化			
						H2～ 7 年	H7～ 12 年	H12～ 17 年	H17～ 32 年
人口 (人)	249,500	259,600	265,700	263,500	266,000	10,100	6,100	▲2,200	2,500
面積 (ha)	4,850	5,040	5,240	5,360	5,320	190	200	120	▲40
密度 (人/ha)	51.4	51.5	50.7	49.2	50.0	0.1	▲0.8	▲1.5	0.8

第 3 次秋田市国土利用計画

平成 23 年 3 月発行

編集・発行／秋田市都市整備部都市計画課

〒010 - 8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

T E L 018 - 866 - 2152

F A X 018 - 865 - 6957

e-mail ro-urim@city.akita.akita.jp

U R L <http://www.city.akita.akita.jp/>



秋 田 市

AKITA CITY